北朝鮮による弾道ミサイル発射に対する抗議決議

令和3年3月25日、北朝鮮から弾道ミサイルが発射され、日本の排他的経済水域(EEZ)外に落下した。このような行為は、排他的経済水域内外に関わらず、国民の安全・安心を著しく損ない、国際連合安全保障理事会で採択された安保理決議や日朝平壌宣言に違反するものである。本市議会は、北朝鮮の弾道ミサイル発射や核実験等に対し、再三抗議を行ってきたが、これを無視した今回の卑劣な行為に対し、議会として厳しく抗議し、強く非難する。

現在、新型コロナウイルス感染症が世界中で蔓延しており、今まさに世界の国々が協力し、ワクチン接種等の感染拡大防止対策に全力を注いでいる中、この北朝鮮の行動は、 わが国並びに国際社会の取り組みを脅かすものであり、世界平和にとっても著しく脅威となる。

よって、本市議会として、市民生活の安全・安心、しいては世界平和に関わる重大な 問題であるこのような行為が、行われることがないよう強く求めるものである。

以上決議する。

令和3年3月26日

松原市議会